

## 税金は払えていますか？ 4月から「換価の猶予」が申請できるようになりました

# どうしても払えないときは猶予制度を活用しましょう！

### 国税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

#### 換価の猶予

国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは…

その国税の納期限から6か月以内に、所轄の税務署に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する期間以外に、既に滞納となっている換価がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。 ※申請による換価の猶予は、平成27年4月1日以後に納期限が到来する課税について適用されます。 ※上記の「申請による換価の猶予」のほか、税務署長の職務に基づく換価の猶予制度があります。

#### 納税の猶予

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③事業を廃止し、又は休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと
- ⑤本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

などにより、国税を一時に納付することができないときは…

所轄の税務署に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。 ※上記の場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、修正申告などにより納付すべきこととなった国税の納期限までに申請する必要があります。

#### 猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

国税を納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。国税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。



猶予を受けるための手続については裏面へ

4月から「換価の猶予の申請」ができるようになりました。平成26年度税制改正により猶予制度の見直しが行われ、これまで税務署長の職権で行われていた換価(差押財産の売却)の猶予の申請が、納税者側からすることができるようになりました。従来と異なり煩雑な書類を提出する必要はありません。猶予が認められると、猶予期間中の延滞税の全部または一部が免除され、財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。納税者にとっては有利になりましたが、一方で申請には「財産収支状況書※」「財産目録※」「収支の明細書※」などの提出が必要で、これまでも煩雑な書類

作成をしなければならなくなりました。(※「財産収支状況書」は、猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合に必要です。100万円を超える場合は、「財産目録」「収支の明細書」の提出が必要となります。) 早めに民商に相談して、申請しよう。換価の猶予については、その国税の納期限から6ヶ月以内の申請が必要です。早めに民商に相談しましょう。市県民税・国保税の納入通知も届いています。払いきれない人は最寄りの役員にご相談ください。

## 源泉所得税中間納付実務のご案内

源泉所得税(給料の預かり税金)は、1月～6月分をまとめて7月10日(金)までに納めることになっています。この案内は、税務署からは送られてきません。納める税金がない人でも納付書に「0」と書いて提出しなければなりません。この実務を下記の日程で行いますので、ぜひ参加ください。

- ① 6月26日(金) 午後2時～4時
- ② 7月6日(月) 午前10時～正午
- ③ 7月8日(水) 午後2時～4時

いずれも民商事務所にて行います。日程の合わない方、夜希望の方はご連絡ください。

#### (持ってくるもの)

- ① 従業員、専従者、役員などの給与明細(できれば『源泉徴収簿』に記入してご持参ください)
- ② 年末調整の時に使った納付書(手元に見当たらない場合は事前にお知らせください)

わからないことは事前に事務局までお問い合わせ下さい

# ⇒ NO. 4,000



6月14日、白川公園にて、愛知県弁護士会が主催した「集団的自衛権行使のための法整備に反対する愛知大集会」が開催され、およそ4,000人が参加しました。

憲法学者の森英樹さん(名大名誉教授・写真)が、「アメリカ組親分とチンピラの日本組が盃を交わし、抗争相手に、恨みはないがお命頂戴しますとって相手を殺すのが戦争法案」とわかりやすく説明すると、会場から大きな拍手が起きました。

その後、パレードが行われ、市民に「戦争法案ノー」をアピールしました。

入って良かった 安心の全商連共済

毎月15日までの会費集金に、ご協力をお願いします。 会計 山崎 孝亀